

監査報告書

宗教法人 「覺正寺」 中間保育園
代表者 水上覚己 殿

私、宗教法人「覺正寺」中間保育園の監事は、中間保育園の会計は平成14年4月より社会福祉法人会計基準に従って実施しています。よって、社会福祉法第44条第2号第4項に基づき平成30年度の宗教法人「覺正寺」中間保育園の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査は、平成30年度当初予算から平成30年度補正予算を精査する。平成30年度「補正予算」は平成30年度「資金収支計算書」ほとんど計算が同じであるため平成30年度決算等財務諸表に従う。

この平成30年度決算に関する計算書類の作成責任は中間保育園の代表者水上覚己にある。私は監査人として中間保育園に対して利害関係は全くないものである。私は中間保育園が社会福祉法人会計基準に従って業務並びに財政が明確に実施されてあるか表明するものである。

平成30年度の決算に関する計算及び財務諸表の作成は会計基準に従って明確で適正であると判断する。

よってここに財政状態も適正な状態で表示されていると評価する。

令和元年6月20日

監事

上田 康治